

MINATOビジョン コ・デザイン会議設置要綱

令和7年5月1日
7港企企第384号

(設置)

第1条 区の総合計画であるMINATOビジョンの策定に当たり、各分野の知見を有する学識経験者等を交えて検討を行い、MINATOビジョンにその知見を反映させることを目的として、MINATOビジョン コ・デザイン会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) MINATOビジョンの策定に当たって、各分野における専門的な知見に基づき検討する必要があること。
- (2) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、座長及び委員をもって組織する。

2 座長は、区長をもって充て、会務を総括する。

3 委員は、別表に定める分野のいずれかを代表する者であると座長が認める者をもって充てる。

(運営)

第4条 会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 会議は、公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

4 座長は、会議の会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、企画経営部企画課が担当する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表(第3条関係)

子ども・子育て分野

学生分野

若者分野

福祉・保健分野

街づくり分野

環境・リサイクル分野

防災・危機管理分野

産業・地域振興分野

教育分野

人権・男女平等分野

多文化共生分野